

2017年度 第3回  
町田市障がい者施策推進協議会

平成29年11月13日（月）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時31分 開会

○中島担当課長 定刻になりましたので、2017年度第3回町田市障がい者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課担当課長の中島です。よろしくお願いいたします。

本日、協議会には傍聴席を設けております。1名の方が傍聴しております。傍聴人の方は、席に置かれております注意事項をお守りいただきますようお願いいたします。

また、本日、会議の議事録作成と計画策定の支援のため、委託業者の会議録研究所と都市設計工房が同席しております。また、会議録は町田市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき、町田市のホームページに掲載させていただきます。ご理解よろしくお願いいたします。

また、本日、聴覚障がい者の方の情報保障として、手話通訳の方にも同席いただいております。発言者の方は前の方の通訳が終わりましたから、お名前をおっしゃった後、次の発言をしていただきますよう、ご配慮よろしくお願いいたします。

それでは、まず、事前配付いたしました資料を確認させていただきます。

本日の会議の次第1枚、A4判のもの。資料1「町田市子ども発達支援計画の策定状況について」A4判1枚とA3判の長いものです。資料2「町田市子ども発達支援計画（素案）」数ページの冊子になっているものになります。資料3「第5次町田市障がい者計画実行プランの位置づけ」A4判1枚のものになります。資料4「第5次町田市障がい者計画実行プラン 重点事業案」すみません、資料とタイトルが若干違っています。資料のほうは「町田市障がい者施策推進協議会障がい者計画部会 障がい者計画の実行プラン 重点事業提案」となっております。資料5「町田市障がい福祉事業計画第5期計画（素案）」、資料6「各部会での意見と素案への反映状況」かなり細かい字のものが最後、資料6としてついております。

以上、足りない資料はございませんか。大丈夫でしょうか。

なお、本日、町田市障がい福祉事業計画第4期計画を会議でごらんいただくかもしれませんが、お持ちでない方いらっしゃいますか。もしお持ちでなければ事務局から配付させていただきますので、挙手をお願いいたします。

お手元に届きましたでしょうか。

それでは、【2】報告に移ります。

これより進行を岩崎会長にお渡しいたします。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長 それでは、次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

まず報告事項1番目、町田市子ども発達支援計画（第1期障害児福祉計画）について、所管部署である子ども生活部すみれ教室のご担当からご説明をいただきたいと思います。

こちらの計画は、総合支援法や児童福祉法の改正によって新たに市が策定することになったもので、町田市では今年度、子ども生活部で策定作業を進めているものです。

どうぞよろしく願いいたします。

○山岡担当課長（子ども生活部） 皆さん、こんばんは。すみれ教室の山岡と申します。

町田市子ども発達支援計画の策定状況について、お伝えいたします。

町田市子ども発達支援計画は、先ほど会長からご説明のあったとおり、子ども生活部の中で策定しております。障がいの有無にかかわらず全ての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進するために、新・町田市子どもマスタープランの下位計画に位置づけて、名称を「町田市子ども発達支援計画」として策定いたします。

これは「子どもは全て皆同じ子どもである」という考えで、子どもについて、障がい者施策だけでなく子どもの視点で施策を検討するために、この位置づけにしたものでございます。

計画策定の体制でございますが、町田市の諮問機関でございます町田市子ども・子育て会議で検討を進めております。市長からの諮問を受けて、臨時委員の4名が参加して検討を進めております。

検討に先立って、町田市子どもの発達支援に関する意識調査を行いました。保護者2,673人にアンケートをお配りして、1,158人から回答をいただいております。あわせて小学校、中学校あるいは幼稚園、保育園等180の施設にアンケートをお配りしまして、117施設からの回答をいただきました。

このアンケート調査結果と、それから市民病院ですとか島田療育センター等専門的なかわりをしているところへのヒアリング調査をあわせた結果をもとに、この発達支援計画を検討いたしました。

子ども発達支援計画は、子ども・子育て会議だけでなく町田市の関係部署で庁内検討会を組織して、町田市のほかの計画との関連などの整合も図っております。

子ども発達支援計画の策定のスケジュールですが、今日、これからご説明する2017年12月の素案の公表とパブリックコメントを経て、2018年2月、子ども・子育て会議から答申をいただいて、2018年3月に完成、公表という流れで検討しております。

お手元の資料の次のページをごらんください。

町田市子ども発達支援計画の概要です。

策定の目的は、先ほどお話しした、障がいの有無にかかわらず、発達に支援の必要な子どもとその家庭を切れ目なく支えることで、安心して子どもを産み育てられるまちをつくるということでございます。

計画の位置づけは、先ほどご説明したとおり体系図でお示ししてあります。

子どもの視点で検討するために、子ども発達支援計画の上位計画となります新・町田市子どもマスタープランの体系をもとに、さまざまな取り組みを検討しました。その結果、障がい者福祉施策だけでなく、子育て、教育、スポーツ振興や交通事業までも計画の中に入っております。

今日お渡しした資料でA3の紙にまとめているものが、子ども発達支援計画の概要でございます。

もう一つ、素案をおつけしております。こちらはちょっとページ数が多いので、先ほどの説明に合わせてご紹介します。

28ページをごらんください。

こちらの左側、基本理念／視点、それから基本目標、さらに目指す姿、ここまでが子どもマスタープランの体系図と同じです。この視点で施策を検討いたしまして、29ページの施策の方向といたしました。

その他、取り組みがずっと続きます。特徴的なところとしましては、例えば77ページ、取組事業が2つありますが、上の事業、福祉のまちづくりバリアフリー基本構想の改定。こちらは担当課が福祉総務課だけでなく交通事業推進課も担当しておりまして、福祉施策だけでなく、まちづくりの観点もこの計画に盛り込んでいます。

ちょっとページが前後しますが、73ページをごらんください。

取組事業が3つ並んでございますが、一番上、パラスポーツ体験会とあります。これはスポーツ振興課のほうで計画しているものでございまして、パラリンピック種目等の障がい者スポーツを、障がいのある方、ない方、共に体験する体験会を開くということでございます。

説明は以上でございます。

○岩崎会長 今の説明に関して、ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○小野委員 素案本文の9ページからのところで、10ページに町田市の医療的ケア児の数が小学校、中学校、特別支援学校とあるんですが、この人数は少な過ぎるのではないかと。人工呼吸器を装着している障がい児に限定すればこの人数になるのかもしれないけれども、経管栄養や痰吸引を必要とする——「医療的ケア児」の解釈というのは人工呼吸器装着児だけではないで

すよね、森山先生。

○森山委員 そうですね。

○小野委員 だから、ちょっと狭い。そして人数把握も乏しいと思いますが、いかがですか。

○山岡担当課長 10ページの下の表のことかと思います。

これは町田市の学校に通っている医療的ケア児の人数でございまして、おっしゃるとおり、町田市全体の中で医療的ケアを必要としているお子さんの数ではございません。

あと、多いか少ないかでございまして、9ページには全国の様子が載っています。9ページの上の表ですね。医療的ケア児の人数が載っていますが、この中で見ていくと、これも町田市の人口に比べてどれくらいの方がいらっしゃるか推定はできるかと思いますが、具体的に何人いらっしゃるというのは、実は正しく把握できていないのが実態でございます。

3点目で、医療的ケア児は人工呼吸器を装着している……というお話でございましたが、これは児童福祉法第56条の6に書いている言葉をそのまま載せているんですが、「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」という定義でございまして、人工呼吸器を装着している方だけが載っているわけではございません。

○小野委員 この人数はちょっと、それとは想定できないんですけども。人工呼吸器以外に痰吸引や胃瘻や経管栄養を必要としている子どもというのは、もっと多いのではないですか。

森山先生、どうですか。

○森山委員 ごめんなさい、ちょっと今、正確な本校の数も答えられないのであれなんですけれども、2016年度で本校の生徒で12名ですかね。なので20弱だったのではないかとはい思うんですけども、ちょっと確認させてください。すみません。

○岩崎会長 ほかにご質問、いかがでしょうか。

○堤委員 ここにある臨時委員というのが、障がい者団体の代表、障がい児支援に係る事業者の代表というのがどこの団体か、個人名はいいので団体名を教えてくださいと思います。

○山岡担当課長 障がい者団体の代表は、すみれ会の代表の方です。それから障がい児支援に係る事業者の代表は、ボワ・すみれ福祉会です。

○佐野委員 32ページの現状と課題のところ、親が望んでいる答えの中に「子どもが大人になる力をつけるための訓練や教育」が61%。私ここに45年以上住んで子どもを育ててきた中で、教育は本当に大変だったんですね。虐待、差別、すごくあった。その中で、一昔も二昔も前のことですから教員自身の質が違うと思うんですけども、今そういうことがどうなっているか、現実にはわかりません。

悪いけれども、町田の養護学校は本当に程度が低くて、就労に結びつかないんですよね。そういうことを含めて、訓練とか教育はもっと本気で考えていただきたい。でなければ、私も自分の子どものために作業所をつくりました。でも、できたときにはうちの子は就労になってしまったので、そっちに行ってしまったんですけれども、本当に町田の福祉というのは、弟たちのお子さんに行くときには「就労するグループホームはありませんよ」と言われて、私たち親子が立ち上がってつくったんですけれども、現実にはできているからそれはそれでいいんですけれども、本当に、就労させるべき子を出せないといくらつくったって作業所は満杯状態ですからね、絶対いい条件ではないですよね。あちこち見学しますけれども子どもが溢れ返っていて、自閉の重い子は本当にかわいそうな状態ですよね。居場所がない、逃げ場がない。それくらい過密な中に追い込まれている、それが現実ですよね。

だからもっと、子どもを大事にするとここにずっと書いてあるんだけど、光る子どもとかいう言葉が使われているけれども、現実には養護学校、中学校、小学校、その中の、うちの子が経てきた中で本当に、中学はすごかったんですよ。特別な先生がいらして。照っても降っても3キロマラソンをした学校なんです。本当にうちの子は嫌いな子だったから毎日嘆いていましたけれども、そのうちに走れるようになるんですよね。そうすると体力がついてくる。気持ちがいいらしいんですよね。1学期が終わらないときにはもう全員3キロ走っているんですよね。親は見えていられないんですけれども、端からも虐待ではないかと言われたんですけれども、それでも先生たちは断固としてやらせた。

それというのは、「ねばならぬ」ということを教えたんですよね。障がい児に「ねばならぬ」を教えるというのは本当に、普通の子だって大変なんだけれども、それをやったためにうちの子は就労に結びついている。就労したいけれども2時間しか働けません、精神の方はあるんですけれども、障がいのほうの2時間労働はないわけですよね。6時間。今、行っている勤めでも、京王シンシアスタッフとって福祉的な勤めですけれども、6時間。休み入れて7時間。その前に13年間、豆腐屋で働いていたときは8時間労働です。休憩入れて9時間拘束されるわけですよね。それというのは本当に、そこでもいろいろ問題を抱えてきて、今、障がい者が転職できるぐらいに、就労センターができ上がって、そこからまた再就職ができた。私、信じられないような世界になったなとは思っているんですけれども、その前の教育の段階で本当に苦労しました。

基本的に、今の先生とは違うんでしょうけれども、ばかに教育が要るかというような発想があるし、そうかと思えばわざわざ小平から全盲を連れてきて、6年間介助して見ているんです

よね。私、自閉症の親を100人ぐらい知っているんですけども、自閉症には一人もそういうことはついていない。ばかは見たくないというのが町田市の方針ではないかと思うぐらい腹が立っている。頭のいい障がい者は「すばらしい障がい者」という特別なレッテルが張られて、見てあげなきゃもったいないと。それは24時間のテレビに出たり話題性はありますよね。でも、そんなことで障がい者が本当に輝く生活なんてあり得ないし、作業所が今、足りないという現実、そこが満杯状態にあるということも市はどの程度ご存じか知らないけれども、かわいそうな状態の中であって、できるだけ出せる子は外に出して、一般就労がすごく幅広くなったんですよ。

京王シンシアというのは京王系の会社ですけども、100人近くいますよ、うちの子みたいな子が。4つの拠点に分かれてしていますけれども。今までに出会った中で一番障がい者を理解しているところだと思っています。障がい者に無理のないように、嫌なことは即、もう編成を変えますよね。喧嘩が起こらないように。指導者も物すごく適切に選ばれていますよね。それはもう本当に、学校教育以上にすばらしいところだと思っています。本当にありがたいんですけども、現実には今、そういうところがいっぱいできている。大手企業が必死になってそういうものをつくって——必死になってつくっているかどうか知らないけれども、ある意味で、悪く言えば体のいい労働者ですよ。最賃で働いてもらえる。そういう人たちにちゃんと需要があるということは、もっと幅広くそういう人たちを出していく義務というのはあると思うんですね。

だから今、ここにある訓練と教育の、この訓練も教育も町田の中で本当に苦労しましたから、何ですかね、本当にこの辺のことをすらっと書かれるだけではなくて、親が、この61%の人がこう書いているわけですよ。私もそういう親でしたけれども。こういうものを使って、すみれの方たちが今、全部ですけども、私はすみれ教室も外されたぐらい、何というんですか、登録してあるのに全然なしのつぶてで終わってしまったんですけども、昔はそんなものです、障がい者の扱いなんて。それをどこに持っていくかも知らなかったからそのまま来てしまいましたけれども。

幅広く、これだけやっているすみれ教室なんだけれども、今、現実には物すごく閉鎖的ですよ。そこの人たちだけの話し合いというのはちょっと手落ちがあるし、どういうアンケートをとったか。私もアンケートをとったことがあって、アンケートのとり方の難しさはすごくわかります。だけれども、この中でもっと幅広く、4人ぼっちではなくてもう少し置いたらいかがですか。ここに住んでいて障がい者を育てた親とか。ここでさんざんいろいろな目に遭って

きているんですから、そういう住民を無視した、お飾りのアンケートではしょうがないんですよ。本気で考えていただきたい。ここにこういう席があって、いろいろといっぱい、読むだけでもふうふう言うぐらい内容が出てくるんですけども、そういうことを本当に、この訓練と教育と一言で書かれていることの意味の大きさを考えていただきたいんです。私、親を42年やっていますから。

それだけです。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○清水委員 すみません、ちょっと背景を理解させていただきたいと思うんですが、8ページの精神障害者保健福祉手帳取得児童数ということで、2016年度、0～5歳が2人いらして小学生の部分でもふえてきている。この辺の背景というか、実態。0歳から5歳で手帳の取得に至るんだと私、初めて把握したので、ちょっとそのあたりを理解させていただきたいと思うんですが。

○山岡担当課長 8ページの数字は、申しわけありません、すみれ教室ではなくて障がい福祉課のほうで把握している実数を書いているものでございます。分析や原因追及までには至ってなくて、現状がこうだというところの記述でございます。

○岩崎会長 障がい福祉課のほうで補足はありますか。

○中島担当課長 この統計、確かに精神障害者保健福祉手帳の児童の取得はふえております。0～5歳に関しては、2013年、2016年それぞれ2名ありますが、この2名についてはなかなか判断しにくいんですけども、小学生、6～11歳が徐々にふえている部分については、やはり放課後デイの通所のために手帳を取得しておきたいといったことや、あと学童に通学するために、手帳取得者は学童に6年生まで行けますので、そういった手帳を持つことで付加されるさまざまなサービスで、発達障がい者が精神保健福祉手帳の取得対象者となった時点から徐々に徐々にふえていたんですが、ここに来て、やはり放課後デイ等の影響もありましてふえていると見ております。

○岩崎会長 ほかにご質問、いかがでしょうか。

こういうふうアンケートの質問項目を載せて、そして施策の方向性みたいな、こういう見せ方の計画。前からこんな感じで作られているんですか。

○山岡担当課長 これのものの計画になりました子どもマスタープランが、この形で作られています。アンケートはもっともっといろいろな項目があったんですけども、議論の中心



になったところを載せています。

○岩崎会長　すごく見やすくていいなと思ったんですけども、ただ、使い方として、例えば50ページの保護者：問23－1、子どもの特徴に気付いてすぐ相談を受けなかった理由として、「相談先が分からなかった」。多分ここに着目してほしいということで四角で囲っておられると思うんですけども、例えばこの計画を実施した後で同じ設問をとったときに、これが何%減るのかというのは1つ政策の評価指標になると思うんですね。

ですからそういった形で、今度の障がい者関係の計画をつくるときでも、そういった政策の効果指標になるような設問項目を意図的に入れて、例えばこれを減らすための政策はどうあるべきかということ、3年間なり5年間やった後に「こういうふうになりました」というのはすごく見えやすいし、市民にとってもすごくアピールしやすいかなということがあるので、ぜひ参考にさせていただきたいと思いました。

ほか、よろしいでしょうか。

基本的にはこれは、先ほどから言われていますように子ども・子育て会議のほうで計画を立てられたということで、この障がい者施策推進協議会では一応報告を受けて、意見を言うということでした。この計画本体に対してのご意見は、パブリックコメントが行われるということですので、ぜひパブリックコメントの場面で、今日出た意見も含めてご意見をお寄せいただければと思います。

では、報告事項（1）についてはこれで終了したいと思います。

○中島担当課長　公務の都合により、すみれ教室の職員はここで退席させていただきたいと思っております。

○岩崎会長　お疲れさまでした。

それでは、報告事項（2）に移りたいと思います。

第5次町田市障がい者計画実行プランについて、事務局からご説明いただきます。

実行プランは、以前から説明があったように障がい者計画を具体化し、推進していくもので、障がい者福祉計画部会で策定を進めています。

では、ご担当の方よろしく申し上げます。

○事務局（湯川）　障がい福祉課の湯川です。

資料3をごらんください。

前回の協議会から日にちがたっておりますので、改めて実行プランについて、どういったものだったかご確認いただきたいと思います。

実行プランは今回、市で初めて取り組んでいるもので、第5次町田市障がい者計画に付随するような位置づけになります。こちらの図で示しているような形で、本で言えば別冊のような形になります。

プランの内容は、障がい者に係る市の施策の方向性を具体化し、進捗管理を行うものです。2021年には、左下の事業計画も含め1つの冊子にする方向になっています。

続きまして、資料4については金子係長からご説明いたします。

○金子統括係長 事務局、金子です。

資料4をごらんください。

障がい者計画の実行プランのご意見については、各部会や協議会の委員さんから多数のご意見をいただいたところです。それら全てを実行プランに乗せることは、やはり取り組みとして難しいので、特に頑張る取り組みごとに、部会で幾つか絞った形で各部署に提案することになりました。それが「とくにがんばるとりくみ」に対する、①②と書いてある重点事業の提案となります。その横には、その重点事業の提案をした理由、そしてその横には、どのような指標ができるのかというような提案もしております。

こちらにつきましては、計画部会のほうである程度絞り込んだこの内容のものを、今、各部署に調査をかけています。各部署は、一番右側にある担当課というところです。担当課、関係する部署には、この実行プランのA3の紙と、さらに各委員さんからいただいたたくさんのご意見も配っております。現在、その調査で各部署で目標やその指標、それから各年度ごとに何を行うのかといったものをつくってもらっておりますので、そちらについては、12月22日の計画部会で各部署から出た実行プランについて検討していきたいと思っています。

事務局からの説明は、以上です。

○岩崎会長 通常、国等の計画ですと基本計画があつて、それを実施する実施計画みたいなものがあつて、実施計画のほうに数値目標等が書いてあるというふうな形が多いと思うんですけども、町田市の場合には障がい者計画がある意味では基本計画で、福祉事業計画は実施計画と言つていいと思うんですけども、ただ、全ての分野を福祉事業計画が網羅しているわけではないので、それを補うような形で町田市障がい者計画実行プランがあります。ただ、通常の実施計画と違うところは、これは町田市としてどうするかという実行プランなんですね。通常の、2年計画のほうも障がい者計画のほうも、町田市もちろん頑張るんですけども、町田市だけではなくて民間の事業者であつたりとか関係者の人たちであつたりとか市民の人たちだとか、そういった人たちの協力のもとに計画を推進するんですけども、この実行プランに関

しては、町田市がやることだけを書いてある。そういった意味ではちょっと特殊なプランにはなっています。

今のご説明に関して、何かご質問ございますでしょうか。

○堤委員 これは質問だけなんですよね。中身についての意見は、今はなしと思ったほうがいいですか。

○岩崎会長 そう堅苦しくならず、ただ、基本的にはここでつくり上げるものではないので、「ここをこう変えましょう」と決めることはもちろんできないんですけれども、意見を言うことは構わないと思います。

○堤委員 ありがとうございます。

では、次回の計画部会で取り入れていただけたらと思うことが3点ございましたので、意見を言います。

まず、2ページの重04の④に「障がい者福祉サービスと介護保険サービス間の適切な移行・併用を充実させる」という文言があって、同じように提案理由のところにも「適切な移行・併用が必要である」という文言があるんですが、移行と併用だけでなく、例えば福祉サービスの同行援護の場合とか就労継続B、生活介護等々の場合は、別に移行とか併用ではなくて、その障がい福祉サービスのみを選択する場合も多々あるので、ここに「適切な選択・移行・併用」と「選択」という文言をぜひ入れてほしいというのが1つ目の意見です。

重点事業の提案理由の中にも「適切な移行・併用が必要である」という文言があるので、ここも「選択・移行・併用」という文言にさせていただけるとうれしいと思います。それが1つ目です。

それから2つ目は、重点目標14、5ページですが、【かかりつけ医・専門的な医療】というところで「保健医療協議会における障がい者の診療体制の検討・推進」の重点事業の提案理由の中に「医師会に協議を求める必要がある」とか、ここの印象なんですけれども、地域の中でかかりつけ医を持てるようにというようところに重点が置かれているような気がするんですが、これまで出てきた課題というのが、何か町田市に障がい者の専門的医療がないという部分がなくなったまま、かかりつけ医だけの話になっているような気がしていて、例えば障がい児についても、それから成人の障がい者でも、今、私たちの年代だと二次障がいがとても問題になっているんですけれども、結局、二次障がいを診られる医者が町田市内にはなくて、結局みんな横浜とか相模原とかそっちのほうに行かざるを得ない。子どもの場合も同じような状況があると思うので、せめてこの重点事業の中に、かかりつけ医だけでなく、専門医療という昔か

ら課題になっていることが何か一言入るといいなと思いました。

それから3つ目ですが、6ページの重20【生活環境】の②思いやり駐車スペースの普及という。これはちょっと文言に引っかかったんですが、ここで求めているのは車椅子使用者の駐車スペースの整備を進めるということで、提案理由みたいなものは「コインパーキングのブロック板が運転席側に設置されており」云々という、かなりそういうものだとは思いますが、思いやり駐車スペースという言葉、これは町田市で一般に使われているものなのかどうか。正直「思いやり駐車スペース」というのは何か気持ち悪いんですよね、感覚として。思いやりではなくてもっと淡々と、車椅子の人が利用できる環境整備ということにしてほしいと思うんですが、これはもともと「思いやり駐車スペース」という言葉が恒常的に使われているのかどうか、そこを知りたいです。

○岩崎会長 3点目は質問だと思いますので、障がい福祉課のほうから答えていただければいいですか。

○金子統括係長 町田市では、障がいのある方や妊婦さんも含めて、広い駐車スペースが必要な方が利用できる駐車スペースのことを「思いやり駐車スペース」という案内をしています。

○堤委員 わかりました。何かちょっと文言に工夫が欲しいなど。思いやりでやられているのかなというのは、ちょっと変な感じがしています。

○岩崎会長 ほかにご質問等、いかがでしょうか。

○坂本委員 全般の質問でよろしいですね。

○岩崎会長 はい。

○坂本委員 3ページの重06【地域生活への移行】というところで重点事業案が出されておりますが、前々からかなり、地域移行等についてはうまくいっていないというのが現状ではないかという感じなんですよね。この辺についてももう少し具体的に、どうやったら地域移行ができるのか。今、いろいろなところで勉強会をしながらやっていこうというような話になって、進めているとは思いますが、これはやはり医療と、それから保健所とかいろいろなところが、他機関が入らないとそんなに進まない話なのかということ。

それと、地域生活への移行と同時に計画の中に、結構今、グループホームをふやそうという話になっていますよね。グループホームというのは結構今、この前、総合支援法が変わりまして精神のほうもグループホームが大分使えるようになって、滞在型も使えるようになってきたんですが、ただ、グループホームだけを余り強調していきますと、何かグループホームで全部解決できるような話になってくる。やはり在宅型の支援というのが本来のあり方ではないかな

というところで、何かもう少し工夫が必要ではないか。

たしか地域移行と、それからグループホームとかこっちにすり替えてきているような感じがあるので、もう少し地域移行の範囲で、訪問介護であったりアクトとか、そういうことをもう少し考えたような施策を考えてもらえないかと思っております。

○岩崎会長 それはご意見ということでよろしいでしょうか。

○坂本委員 そうですね。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○清水委員 先ほどの坂本委員と同じ部分と、もう二つほどあるんですけども、3ページの重06【地域生活への移行】のところです。

この中で、障がいのある方が地域生活へ移ることを積極的に支援しますというのが「とくにごんぼるとりくみ」で、①は精神の方になると思いますが、地域精神保健福祉推進協議会における関係者の参加の拡充。関係者の中に福祉関係者は含まれておりません。ここはもう10年以上前から、保健、福祉、医療、そういう方たちが会議の中に入って連携と強化というところだと思いますので、参加の拡充の中にぜひ「福祉」という文言も入れていただきたいと思うところです。それによって、やはり変わってきた、成果として上がったということにもつながるのではないかと思っております。

それから4ページです、重10の②、地域活動支援センターまちプラにおける相談機能の充実と相談件数云々のところですが、町田市において、地域活動支援センターはまちプラが1カ所だけになります。そういったところで、ここの提案理由として「社会とのつながりや社会に出た後の支援も必要」というところの提案の根拠をもう少し具体化できるといいのかなと思って、ご検討いただければと思っております。

もしかして今、必要なのは5センターとの機能分化、そのあたりの整理が必要なのではないかと思っております。ご検討いただけたらと思っております。

同じく4ページの重12、重点事業案①相談機関のネットワークや地域課題の協議をするための体制の検討というところで、「既存の会議体をもとにした、より密度の高い連絡会が必要」。連絡会も必要とは思いますが、困難事例をいかに個人の問題とせずシステムをつくっていくのか、施策につなげていくのかという視点が大事なことだと思っておりますので、その辺の仕組みをどうつくるかといったところも今回の中でご検討いただけるといいなと思うところです。

○岩崎会長 ありがとうございます。

それでは、今の意見を踏まえて、また障がい福祉課のほうでご検討いただくということでよ

ろしいかと思いますが。

○坂本委員 今、清水委員から出ました障がい者の相談の絡みで、さるびあ会では今、いろいろな相談員の相談を受けておまして、まちプラのほうも、やはり人材とかいろいろな相談を受けるところのもっと強化が必要ではないのかなと。今、家族会の相談を受けている担当者のほうから、やはり精神の病気について理解されていないのではないか、もう少し福祉あるいは保健所——というふうに今、分けておりますけれども、何となく今、「保健所へ行ってください」という話がほとんどなんですね。何かあると全部保健所へ。福祉のほうと余り連携がとれていないなということで、前の会議でもそういうお話があって、もう少し連携をとって窓口は1つで対応してもらわないと。

今、5センターつくりましたけれども、1年ちょっとたちますね。それで精神のところでは相談に行きますと、回答はただ別のところの紹介とか、それで終わってしまう。ということは、精神関係の相談をできる人がいないのではないかな。これを養成していくということが今回の施策委員会のほうで決まったみたいですが、これはかなりの時間と人材のところの要求が必要ではないかなという疑問がありまして、ちょっと提案というか、もう少し何か考えてもいいのではないかなというところが担当者のほうから出ておまして、もう少し市のほうあるいはいろいろな相談のところですか、これをもう少し突っ込んで考えていただきたいと思います。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○町野委員 今のお話、現場で動いている私たちとしたら本当に、保健所にすぐという形で、相談の部分がもうちょっと何とかならないかなというのは切実に感じております。

それからもう一つ、6ページの放置自転車の撤去にかかる施策の充実という重21ですね。ここが市民生活安全課の撤去をする、または駐輪場をふやすと書いてあるんですけども、実は私、2カ月か3カ月前に、ある大手のスーパーの前に点字ブロックがあって、そこに駐輪をした方がいらっしゃったので「目の悪い方にとってはこれは大切なので、ここではなくてもうちょっと奥へ入れたらどうですか」と言いましたら「何言っているんだ、今、目の悪い人がここにいないからいいじゃないか」と逆ギレされまして、今、危険な人も多いので私もそのまま引っ込んでしまったんですけども、それはお店ですから、道路ではないので、警察がそこへ入って行って撤去できるかどうか疑問ですし、やはり市民の方がもう少しそういった、障がいを持つ方が安心して地域で暮らしていくためには、市民がそれを壊していているのではどうにもなりませんので、そこを啓発といいますか、市民にもうちょっと点字ブロックのこととか、いろいろそういったことを理解していただくにはどうしたらいいのかなと、非常に私、考えて

しまったんですが、その辺を少しお考えいただければいいなと思っております。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

○佐野委員 幾つかあるんですけども、後ろのほうからいきますと、行政サービスのところで具体的に、職員の方たちが実習をなさったらいかがかと思うんですね。1週間かそのくらい、3カ所ぐらい、全員が施設とか養護学校で。そして障がい者を理解するという、具体的にこういうことを書いていただきたい。

それから虐待防止の点では、虐待があったところをちゃんと発表する。そういう発表が出るのが嫌だったら抑止力になると思うので、そういうことが大事だと思います。

それから、重22の防災対策などは、核シェルターをどこかに新しくつくっていただきたい。全員が助かるわけではないですけども、これだけ恐ろしい世の中になってくるとは思わなかったんですけども、絶対必要なものだと思いますけれども、どこにもそういう危機感がないような気がします。新しい施設は特に、核シェルターをつけていただきたい。

それから、前にも出ていたんですけども、どこの会議だったか忘れたんですけども、重18、6ページですか、聴覚障がい者のために、手話もさることながら受付の方はマスクを外すことを前提にしていきたい。マスクがあるために何を言っているのかわからなかったという意見があって、これからマスクをする時期が多くなるんですけども、風邪気味の方は受付をやらないというぐらいに、マスクをとってあげるということは健常者のほうの大事なサービスだと思います。

5ページの重14ですけども、専門医ということを書いてくださいとおっしゃった。これも具体的に、自閉症の子には予約受け付けをしてほしいし、また、待合室の配慮をしていただきたい。特に耳鼻科が問題になっていました、私たちのアンケートでは。歯科は割とちゃんとしているんですけども、内科、歯科はいいんですけども耳鼻科がとても受け付けが大変です。

あと、グループホームをふやす支援と書かれているんですけども、地域条例とかこういうものは差別解消法に引っかけられないものなんでしょうか。そこら辺、市が及び腰なのかよくわからないんですけども、近隣にご挨拶がないとか。老人ホームがあんなにばんばん建つのは地主さんがやるからいいのか、小さなグループホームがなかなか建っていかないというのは、その辺がすごく差別されているように思うんですけども、この辺をはっきり、差別解消法の中身をもっと具体的に知らしめていく方法も考えていただきたい。でなければ、グループホームは本当にふえていかない問題があります。

それだけです。

○岩崎会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

○小野委員 この業務を担当してきた障がい者計画部会の責任者なんですけれども、次回、12月22日に計画部会があります。そこにはこの重点事業について、右のほうに担当課とありますね。この担当課から、この重点事業をどういうふうを実施していくのか回答があります。できればその、例えば教育センターであるとか生涯学習センターであるとか職員課であるとか、つまり障がい福祉課ではない他の部署の方々にも参加していただきたいという要請を、今、しています。その回答を経て部会を開きますので、ぜひ協議会の委員の皆さんには傍聴に参加していただけるとありがたいです。

○岩崎会長 場所等は、もう決まっているんですか。

○金子統括係長 計画部会は12月22日の6時半から開催するというので、こちらはまたホームページ等で傍聴者を募りますので、申し込みは障がい福祉課のほうにさせていただくことになります。

○岩崎会長 事前の申し込みが必要なんですね。

○金子統括係長 事前の申し込みが必要です。

場所は2-2、ここの会議室で行います。

○岩崎会長 では、ぜひ事前の申し込みをしていただいて、傍聴していただければと思います。それでは、報告事項(2)に関しては以上で終わらせていただきます。

これから議事に入ります。

今年度、障がい者計画部会を中心に策定を行っている障がい福祉事業計画(第5期計画)について素案がまとまりましたので、説明を受けた後、皆様からご意見をいただきたいと思えます。

なお、本日いただいたご意見を踏まえて修正した素案が1月に公聴会にかけられますので、ぜひともご意見いただければと思います。

では小野部会長、素案の説明をお願いいたします。

○小野委員 予定時間をちょっと過ぎているので余り詳しくは説明できないんですけれども、先ほどのペラの1枚で、第5次障がい者計画と福祉事業計画の位置づけの説明が図であります。先ほど議論していただいたのは、要するに障がい者福祉だけではなくて環境や交通や教育や医療や、さまざまな市民生活全般を網羅した障がい者計画の具体化、数値目標等を検討するとい



うことで、先ほど実行プランを策定しているよという説明、提案をさせていただきました。

この後、説明させていただくのが、その障がい者計画の下にある障がい福祉事業計画になります。資料5の冊子はその素案です。これは根拠となる法律が障害者総合支援法で、特に障がいのある18歳以上の人の福祉と就労にかかわる計画になります。しかも予算の見積もりになりますので、数値、見込量などを盛り込んだ、要するに、介護保険のほうでも介護保険事業計画を作成してヘルパーの人数等を出しますが、それと同等になります。

なお、冒頭で報告があった障がい児——障がいのある子どもの施策については子どもの所管課が障がい児計画を立てることになったんですが、この障がい者計画の中にも一部、例えば地域生活支援の移動支援とか、その分野は障がい児もこちらが所管しています。

目次を見ていただきたいんですけども、1章から5章までで構成しています。1章、2章はこの計画を策定するに当たっての背景や、4期計画までの取り組みの現状、第3章からが成果目標といいまして、これは要するに国が、厚生労働省が策定指針、全国の市町村に、この計画を立てるに当たって2020年までに各自治体が成果の目標を立てなさいという指示を出すんですね。それに基づいて立てている内容です。

一番重要になってくるのが第4章、23ページからの「障害福祉サービス等の見込量と実現方策」になります。

23ページを開いていただくと、縦に（1）訪問系、（2）日中活動系、（3）居住系というように分野ごとに各種の福祉施策、就労支援の施策が掲げてあります。それに該当するページが右側にあります。

前回までと若干掲載の仕方を工夫したのが、今回は施策ごとのページにしました。だから、24ページを見ていただくと居宅介護、ホームヘルプサービスですね。食事や掃除などの家事援助から入浴や排泄などの身体介護まで。

表の見方ですが、第4期というのは2017年度までの見込量と実績値です。これは大体が利用者数、それと利用時間数や利用日数で表を出しています。2015年から17年までの第4期の見込量に対して、実績値がこのように推移してきましたと。この施策は全て、身体、知的、精神、自閉症や発達障害や難病の方も含みます。それを踏まえて第5期の見込量として、下に算出方法が書いてありますが、これまでの伸び率をベースになおかつ必要量を想定して、例えばホームヘルプサービスで言えば利用者数を448、473、499というように見込みを立てました。これが来年度以降の町田市のヘルパーの予算を立てる上での見積もりになるわけですね。

それを実現していくための方策が、その下の「サービス提供体制確保のための方策」になり

ます。ここもとても重要です。ここで、例えば実態を把握してその実情に応じた施策を盛り込むとか、必要な施策を実施するための市独自の支援を創設するとか、それが各種の施策ごとに書かれています。

地域での暮らしを支えるホームヘルプサービスや、25ページにある重度訪問介護というのは重度の障がいのある方の家の中や地域での移動なども引っくるめて、入院中の介護もできる。それから、同行援護は主に視覚障がいの方の移動介護で、行動援護が自閉症ですね。重度障がい者等包括支援というのは全然人数が入っていないんですが、これはALSなどの非常に重い方の支援施策で、全国的にも数が少ないです。

日中活動系が29ページからありますが、29ページでは重い障がいのある方の日中活動、31、32ページは期限付の自立生活の訓練の事業、34ページからが就労に関する事業です。特に38ページの⑧は、2016年に法改正があって来年から施行される新規の事業になるんですけども、そのため、書き方としてはこのような感じになっています。

その後、療養介護——療養介護というのは、重身の方の医療施設がほとんどです。近いところで言うと島田療育センターになります。

そして居住系が、グループホーム、施設入所支援。グループホームは地域で5人から6人ぐらいの小さな規模で暮らしているホーム、施設入所支援というのは町田福祉園やつるかわ学園のような施設ですね。

44ページの自立生活援助も新規事業です。これはグループホームから地域での自立した生活まで。

最後に、45から49ページまでが相談支援の内容です。

71ページに、この計画の推進と実施状況を管理していく体制について提案があります。

基本的に、この計画はこの施策推進協議会が進捗状況を管理し、毎年どこまでヘルパーを確保できたのか、現状ではこれだけ見積もっていたけれども足りないのではないか、あるいはグループホームも推移を見るとこの数では足りないのではないかといったことを、その都度管理、検討していくのがこの障がい者施策推進協議会になります。

今、国で来年度の予算の、報酬改定の検討が始まっていますが、例えばグループホームで言うと、支援区分1以下の人をもう対象外にしようというような提案を国はしています。それから、就労支援関係の事業についても非常に厳しい評価が出されていますね。詳細には触れませんが、そういう意味でも、市のレベルで、この障がい福祉事業計画である意味だけの防波堤を確保できるのかというふうにも私は考えています。

ちょっと個人的な所見も含みましたけれども、以上で提案にかえさせていただきます。

○岩崎会長 それでは、素案についてご意見のある方はご発言願います。いかがでしょうか。

○坂本委員 前回か前々回だと思いますが、3障がいの総合支援法に今度変わって先ほどの障がい者福祉サービスの見込量を出してもらったときに、精神のところだけ抜き出してもらえませんかと1度お願いしたと思うんですが、精神のほうのサービス関係が少し少ないかなということで、これは1回データを出してもらったのかどうか、その辺のデータがどんな感じで推移しているのか。

それから相談事業のところ、先ほど話したような形で前々からちょっと何かできないかなというのは、センターをつくりまして、たしか6億円ぐらいの予算をとっていると思うんですよ。この5センターの育成をどうしていくかということで、施策委員会で進めていると思いますが、先ほどの、精神のところの相談員から相談を受けたのは、これを進めても本当に精神のところの相談を受けてもらえるのかどうか。この辺の質問を1つしておきます。

○小野委員 手帳の取得者数については第1章のところに入れてありますが、各種施策ごとに障がい種別の利用状況等は、部会で全部データとしては出しました。巻末資料のところをどういうふうに編集するかはこれから詰めていきますけれども、できるだけ施策の特徴が出るように出したいと思っています。

2006年の自立支援法から精神障がいも知的や身体と同じ福祉施策に乗ったわけですが、特にホームヘルプサービスや就労関係で、就労支援B型等で、グループホームもそうですが、今、市内にグループホームは80カ所ぐらいあるんですけども、精神の利用がふえてきています。ただ、坂本委員がおっしゃったように、引きこもりの精神の方たちや退院直後の、退院促進を必要とするような人たちへのアプローチという点で、十分なアウトリーチを含めた相談支援の体制が十分できていないかな、まだまだ足りないかなというところはあります。

今回の、福祉計画のところというより先ほどの実行プランのほうですけども、実行プランのほうで、相談支援についてはせっかくつくった5カ所の障がい者支援センターの機能と専門性をより高めていくことを重視しているのと、今、相談支援部会のほうで、その5カ所が共通して同じ目線で、同じ専門性で障がいのある人やその家族への相談に応じられるように相談支援の基本指針をつくっています。それを来年度から5カ所共通の指針にしていくわけなので、そういったことも、坂本委員が指摘された点に十分応えられるかどうかわかりませんが、そういう改善策は計画の中では出しています。

○坂本委員 施策推進会議で討議する話かどうかわかりませんが、予算的には6億円ぐらいか

かっているんですね、相談所。だからその辺が、本当に明確に精神の相談とか何かに乗って  
いけるのかどうか。前の質問のときも、身体と知的障がいについては相談員制度とか全部ある  
けれども、ところが町田市だけは精神についての相談というのは、はっきり言ってないんです  
よね。だからこの辺もやはり、今のセンターをつくったのはいいんですが、本当に進めていけ  
るのか。

それからもう一つ施策委員会で、成年後見人制度の問題なんです、あれも2億円ぐらいの  
予算をとっていますよね。それで実際に使われているのが、何か少ないのではないかと。もう少  
し何か制度的なものを変えていってもいいのかななどと、施策のところちょっと考えていた  
だきたいと思います。

この2つ、お願いいたします。

○岩崎会長 それは、ご意見ということでよろしいでしょうか。

答えられますか。

○小野委員 むしろ障がい福祉課のほうがいいんじゃないですかね。

○金子統括係長 今、お話のあった精神障がいの相談の場の話ですけれども、当然障がい者支  
援センターも相談に乗っていますし、乗るべきものだと思っております。また、相談員自体は  
精神の場合はいらっしやらないんですけれども、先ほどもお話があったとおり、まちプラが精  
神の場合、他の障がいにはないんですけれども、精神の方の相談の場にもなっているという  
ところで、全くないわけではないのではないかと市としては考えております。

○岩崎会長 ほか、いかがでしょうか。

○玉木委員 すみません、所用がありますので、ここで帰らせていただきます。

○岩崎会長 わかりました。

○玉木委員 申しわけありません。

○堤委員 3点ほど意見があります。

まず、25ページですが、重度訪問介護のサービス内容で「自宅で身体介護——括弧は略しま  
すが——や家事援助等、外出時における移動支援等を総合的におこなう」となっているんです  
けれども、重度訪問介護は身体、家事、外出以外に見守りというのが入っているのがとても大  
きな特徴になっているので、「食事の介助や家事援助、見守り等」と「見守り」という文字を  
ぜひつけ足してほしいかなと。これがあるとないとでは大違いなので、その文言をまずお願い  
します。

次が、48ページです。

実行プラン等でも相談のほうでは多様な連携等々というのが大きな提案事項というか、実施事項になっていたかと思いますが、これは相談支援部会の中で話し合っただけで盛り込まれた部分と取り残された部分があるので、特定相談支援事業所の事業所連絡会について、47ページの現状・課題のところでは「連絡会を開催しています」ということでこの文言をつけ加えていただいたんですが、実はもう一つ、48ページのいわゆる体制確保のための方策に追加してほしいというお願いをされていて、「引き続き事業所連絡会を開催し、事業所間、相談支援専門員間の連携と情報交換に、努めます」というような文言を提案されていて、ここには載っていなかったもので、それをぜひつけ加えてほしいと思います。

それからもう一つなんですが、61ページ。

すみません、これは相談支援部会の範疇ながらちょっと見落としていて、後で読み返して気がついたことでの意見ですけれども、移動支援事業の現状のところ「時間数や対象拡大等に関わる要望があります」という文言がありますが、これをもうちょっと具体的に書けないかなと思います。

つまり、時間数が月18時間では足りないという要望と、それから、これは前に協議会の中でも1度話したことがあると思うんですが、対象について、精神と知的の場合は手帳所持だけで使えるのが肢体不自由の場合だと両上下肢に障がいがあり、なおかつ総合的に1級であることという要件になっていて、この要件がとても厳しいというところで対象拡大という要望が出ているかと思っているところもあるので、ほかにも対象拡大、出ているのかわかりませんが、私は肢体不自由に関しては、上下肢障がいがあってもなおかつ1級というのはかなり厳しいと思っているので、ここともうちょっと具体的に書けないかなと思ったのが1点。

それから、今後の方策の中で「時間数や対象の拡大等の検討をおこない、引き続き事業を推進していきます」とあるんですが、この見込量の算出根拠が過去5年間の伸び率の平均値を乗じているということは、実質この対象拡大、時間数拡大をやろうとする意思が数字にあらわれていないという気がしていて、向こう4年間、検討だけで終わってしまうのかどうか、それとも本当に対象拡大、時間数拡大をやろうとしているのか、そのあたりが数字にどう反映されるのかがちょっと疑問なので、そこもぜひ検討してほしいと思います。

○岩崎会長　すみません、私のほうで資料6のご説明をお願いするのをすっかり忘れていました。多分、今の各部会での意見を素案にどういうふうに反映しているのかというのが資料6だと思いますので、事務局で簡単に資料6の説明をお願いできますか。

○事務局（安次富）　事務局、安次富です。

資料6、1から27ページまでであるA4判の資料になりますけれども、こちら10月18日付で協議会委員の皆様には、福祉事業計画の今日使用している前の段階のものをお配りしております。そちらの素案につきましては、就労・生活支援部会、相談支援部会、障がい者計画部会、この3部会でその素案を用いて議論を行いました。その結果をこの資料6に、各部会で出されたご意見として挙げさせていただいております。

どうしても限られた時間での検討になりますので、部会で意見が出し切れなかったということがございました。なので、資料6の12ページ以降は各部会の後日意見ということで、部会で意見を出し切れなかったものについて部会委員の方々に追加で意見を募集したものになっております。

極力部会での議論ですとかそのやりとりを踏まえて、対応状況を事務局のほうで検討して、今日使用している素案に反映させていただいているんですけれども、時間の都合上、各部会の部会長にはこの対応状況についての承認は得ておりません。なので各部会の部会長におかれましても、今日、素案への反映状況について何か、本当はこうではなかったんだけどとか、そういうことがありましたらご意見いただければと思います。

なのでこちら、資料6につきましては、各部会でどんな意見が出たのかという参考にごらんいただければと思います。

○岩崎会長 ありがとうございます。

今の堤委員のご指摘に関して、小野部会長から何かコメントされることはありますか。

○小野委員 いえ、意見として。

○岩崎会長 意見としてお伺いするというので。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

○坂本委員 全体の、これPDCAのサイクルで事業計画をつくっておりますよね。何となく予算と、これ計画つくっていて、それを実行してチェックのところでもう少し何か、もっと検討してもいいのかなど。これは予算を全部つけているわけですから、市の福祉なりそっちのほうでチェックする機能をもっと強めて、どれだけの効果があったのか、あるいは方針とこれを出したんだけど、それが合っているのかどうかという、その討議はやはりする必要があるのではないかと考えております。

何か余り、提案でみんなこう出てくるんですが、これがずっとそのまま終わってしまっているような感じがありますので、何か今後の推進会議なりでチェック機能をどこかで高めて、PDCAのサイクルを回すときにやはり反省することがなければ、あるいは方針をもう一回見直

ししなければ、余りいつも変わってこないような会議にしかならないのかなど。

ですからこの文面を見ても、いろいろな計画の見直しというのはやはり必要ではないかなと思っ、一言申し上げました。

○岩崎会長 まさにこの見直しというか、進捗状況はこの場でやるということですので、毎年毎年一応実績、計画も計画値がありますから、それに対して実績値が報告されて、例えばそれに乖離があれば、なぜなのかということはこの場で検討することになります。

○坂本委員 そうすると、この会議は進捗状況だけをチェックする会議なのか、それとも全体の施策を検討する会議なのか。

○岩崎会長 まさにP D C A——アクションの部分はこの会議ではありませんけれども、でも、まずプランを立てて、実行されたものをチェックする。PとCのところは……

○坂本委員 Cのところは、やはりなぜなぜ何回かというのは民間ですとみんなやっているんですよ。量的なものを達成したとしても、それで当初の目的が達成できているのかどうかは、やはり検討する必要があるのではないですかね。

○岩崎会長 もちろんそうなんですけれども、ある意味で3年間の計画、比較的スパンが短いので……

○坂本委員 いや、結構長いと思いますよ、3年というのは。

○岩崎会長 ……とすると、自治体のサイクルで言うと実質的にはもう3年目の、最後の年にはもう次の計画を考えることになりますので、一応このサイクルとしては、3年で1つプランを立て直すというふうな形で考えています。

○坂本委員 もう第4期計画になっていますからね、これ。そして今度、5期ですものね。ですからずっと今まで継続してできているわけですから、やはりどこかで改善、改善していく必要があるのではないか。

○岩崎会長 ご意見としてお伺いしました。

ほか、いかがでしょうか。

特にこのほかになれば、今日、急に見られたというか、特に資料6などは今日、出てきたということですので、後で見直した結果、やはりもう少しこの辺については意見を述べたいということがあった場合には、15日の水曜日ぐらいまでは事務局のほうで受けていただけると先ほど打ち合わせのときに聞いておりますので、さらに見直していただいてもしご意見があれば、15日の水曜までに事務局にお知らせいただければと思います。

この内容に関して、最終的にどのように修正するのかということに関しては、小野部会長に

も修正をお願いし、私のほうで最終的に確認させていただくということで、一任いただくというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○岩崎会長 ありがとうございます。

では、以上で本日の審議は終了です。

進行を事務局に戻します。

○中島担当課長 岩崎会長、ありがとうございました。

1点アナウンスをさせていただきます。

先ほど少しお話がありましたが、障がい福祉事業計画（第5期計画）につきましては、本日の議論を踏まえ、素案を修正し、1月13日土曜日に市民の方々に意見をいただく公聴会を開催いたします。公聴会にかける素案については、委員の皆様事前に情報提供させていただきたいと考えております。

公聴会の一般参加の募集は12月15日の広報にてアナウンスする予定です。協議会の委員の皆様も公聴会にご出席いただけますが、一般参加者とは別枠扱いとなります。その際、公聴会の場では委員の皆様は意見を出すことができませんので、ご承知おきいただければと思います。

出席をご希望の方は、今お配りさせていただいております「町田市障がい福祉事業計画（第5期計画）市民公聴会出席希望」とあります用紙で11月24日金曜日まで、郵送またはFAX、またはご持参の方法でご回答いただければ、お席をご準備してお待ちしたいと思っております。

なお、繰り返しになりますが、市民への周知は12月の広報にて行う予定ですので、それまでは所属団体へのご周知をお控えいただけますようお願いしたいと思います。

公聴会で出た意見をどのように計画に反映するかについては、1月29日の障がい者計画部会で検討する予定となっております。

本日の次第の下方にも書かせていただいておりますが、次回、第4回協議会は2月に開催を予定しております。公聴会を踏まえた計画素案につきましては、このときに付議させていただきます。改めてまた開催通知を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて本日の会議を終了いたします。